

新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 定 案）
<p>県土マネジメント部土木工事成績評定要領</p>	<p>県土マネジメント部土木工事成績評定要領</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、県土マネジメント部土木工事の工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、<u>もって</u>厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに受注者の<u>指導育成及び適正な選定</u>に資することを目的とする。</p> <p>（対象工事）</p> <p>第2条 評定の対象とする工事は、県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）に基づき検査を行う工事のうち、1件の当初設計額が250万円以上の工事（<u>鋼材等のリース代及び電気料金だけの工事、除草及び剪定工事、路面及び排水施設の清掃工事、小規模維持修繕工事等は除く。</u>）とする。</p> <p><u>2 県土マネジメント部土木工事検査要領第3条第1項第1号に定める出来形検査のうち、部分引き渡しを受ける検査を除く出来形検査においては、評定を行わないものとする。</u></p> <p>（評定者）</p> <p>第3条 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、県土マネジメント部土木工事検査要領に定める検査員及び県土マネジメント部土木工事監督要領（平成2年4月1日付け技第5号）に定める<u>監督員</u>とする。</p> <p>（評定の内容）</p> <p>第4条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1 この要領は、県土マネジメント部土木工事の工事成績の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、<u>もって</u>受注者の<u>適正な選定及び指導育成</u>に資することを目的とする。</p> <p>（評定の対象）</p> <p>第2 評定の対象とする工事は、県土マネジメント部土木工事検査要領（平成2年4月1日付け技第5号）に基づき検査を行う工事のうち、1件の当初設計額が250万円以上の工事とする。<u>ただし、引渡しを受ける目的物がない工事又は簡易な維持修繕工事については、評定の対象外とすることができる。</u></p> <p>（評定の内容）</p> <p>第3 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等の評価について行うものとする。</p> <p>（評定者）</p> <p>第4 工事の成績の評定者（以下「評定者」という。）は、県土マネジメント部土木工事検査要領に定める検査<u>職員</u>、県土マネジメント部土木工事監督要領（平成2年4月1日付け技第4号）に定める<u>総括監督員及び主任監督員</u>とする。</p>

新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 定 案）
<p>（評定の方法）</p> <p>第5条 評定は、工事1件ごとに行うものとする。</p> <p>2 評定は、<u>監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に土木工事竣工検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第3号）、土木工事中間検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）又は土木工事出来形検査（成績評定）書（様式評第1号から様式評第2号）により行うものとする。</u></p> <p>3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙－1から別紙－4）、考査基準特記事項（別紙－5）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙－6）によるものとする。</p> <p>（評定結果の通知）</p> <p>第6条 評定の結果は、県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程（平成17年3月18日付け技第170号）に<u>従い</u>、受注者に通知するものとする。</p> <p>（評定の修正）</p> <p>第7条 評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、<u>前条</u>の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。</p>	<p>（評定の方法）</p> <p>第5 評定は、<u>監督又は検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正</u>に行うものとする。</p> <p>2 評定の結果は、土木工事検査（成績評定）書（様式評第1号）、<u>工事成績採点表（様式評第2号）及び改定細目別評定点採点表（様式評第3号）に記録するものとする。</u></p> <p>3 評定に際しての考査基準は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙－1から別紙－4）、考査基準特記事項（別紙－5）及び施工プロセスのチェックリスト（別紙－6）によるものとする。</p> <p>（評定の時期）</p> <p>第6 <u>検査職員は検査を実施したとき、評定を行うものとする。ただし、既済部分検査においては、検査職員は評定を行わないものとする。また、総括監督員及び主任監督員は工事が完成したとき、評定を行うものとする。</u></p> <p>（評定の結果の通知）</p> <p>第7 評定の結果は、県土マネジメント部土木工事成績評定の通知に関する規程（平成17年3月18日付け技第170号）に<u>基づき</u>、受注者に通知するものとする。</p> <p>（評定の修正）</p> <p>第8 評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。</p> <p>2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、<u>第7</u>の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。</p>

新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 定 案）
<p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成11年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年11月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成9年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成11年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年4月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年11月9日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年8月10日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成31年 月 日から施行する。</u></p>

新 旧 対 照 表

旧（現 行）					新（改 定 案）				
<small>様式 評第 1 号 - 1</small> 課長 殿 平成 年 月 日 土木工事 <u>出来形・中間・竣工</u> 検査の結果を次のとおり報告します。 検査員 印 土木工事 <u>出来形・中間・竣工</u> 検査(成績評定)書					<small>様式 評第 1 号 - 1</small> 課長 殿 年 月 日 土木工事 <u>完済部分・中間技術・完成</u> 検査の結果を次のとおり報告します。 検査員 印 土木工事検査(成績評定)書				
工事番号	第 号	受注者			工事番号	第 号	受注者		
工事名		代表者			工事名		代表者		
工事場所		現場代理人			工事場所		現場代理人		
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	主任(監理)技術者			工 期	年 月 日から 年 月 日まで	主任(監理)技術者		
変更工期	平成 年 月 日	当初請負金額	円		変更工期	年 月 日	当初請負金額	円	
竣工届出	平成 年 月 日	最終請負金額	円		完成通知日	年 月 日	最終請負金額	円	
完成検査日	平成 年 月 日	手直検査日	平成 年 月 日		確認検査日	年 月 日	修繕完了検査日	年 月 日	
検査日	平成 年 月 日	手直検査員			検査日	年 月 日	修繕指示検査員		
工事概要 (当初) (変更)	技 術 管 理 課				工事概要 (当初) (変更)	技 術 管 理 課			
	課長	総括検査員	課長補佐			課長	総括検査員	課長補佐	
	事 務 所					事 務 所			
所長	主任検査員	総括監督員	主任監督員		所長	主任検査員	総括監督員	主任監督員	
手直事項	有 ・ 無				修 繕	有 ・ 無			

新 旧 対 照 表

旧 (現 行)					新 (改 定 案)						
<small>様式 評第 1 号 - 2</small> 平成 年 月 日 所長 殿 土木工事 <u>出来形・中間・竣工</u> 検査の結果を次のとおり報告します。 検査員 印 土木工事 <u>出来形・中間・竣工</u> 検査(成績評定)書					<small>様式 評第 1 号 - 2</small> 年 月 日 所長 殿 土木工事 <u>完済部分・中間技術・完成</u> 検査の結果を次のとおり報告します。 検査員 印 土木工事検査(成績評定)書						
工 事 番 号		受 注 者			工 事 番 号		受 注 者				
工 事 名		代 表 者			工 事 名		代 表 者				
工 事 場 所		現 場 代 理 人			工 事 場 所		現 場 代 理 人				
工 期	平成 年 月 日から	主任(監理)技術者			工 期	年 月 日から	主任(監理)技術者				
	平成 年 月 日まで					年 月 日まで					
変 更 工 期	平成 年 月 日	当 初 請 負 金 額	円		変 更 工 期	年 月 日	当 初 請 負 金 額	円			
竣 工 届 出	平成 年 月 日	最 終 請 負 金 額	円		完 成 通 知 且	年 月 日	最 終 請 負 金 額	円			
完 成 検 査 日	平成 年 月 日	手 直 検 査 日	平成 年 月 日		確 認 検 査 日	年 月 日	修 補 完 工 検 査 日	年 月 日			
検 査 日	平成 年 月 日	手 直 検 査 員			検 査 日	年 月 日	修 補 指 示 検 査 員				
工 事 概 要	(当初)		(変更)			工 事 概 要	(当初)		(変更)		
手 直 事 項	有 ・ 無		所 長	主 任 検 査 員	計 画 調 整 課 長	総 括 監 督 員	主 任 監 督 員				
修 補	有 ・ 無		所 長	主 任 検 査 員	計 画 調 整 課 長	総 括 監 督 員	主 任 監 督 員				

新旧対照表

旧（現行）										新（改定案）												
様式 評第3号 改定細目別評定点採点表										様式 評第3号 改定細目別評定点採点表												
工事名: <input style="width: 100%;" type="text"/>										工事名: <input style="width: 100%;" type="text"/>												
考査項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員(出来形)	③検査員(中間)	④検査員(竣工)	細目別評定点	得点割合			考査項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員(完済部分)	③検査員(中間技術)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(0.0)×0.4+2.9=					2.9点	3.3点	88%		I. 施工体制一般	(0.0)×0.4+2.9=					2.9点	3.3点	88%			
		2.9点					2.9点	4.1点	71%				2.9点					2.9点	4.1点	71%		
2. 施工状況	I. 施工管理	(0.0)×0.4+2.9=		()×0.4+6.5=	()×0.4+6.5=	(0.0)×0.4+6.5=	9.4点	13.0点	72%		I. 施工管理	(0.0)×0.4+2.9=		()×0.4+6.5=	()×0.4+6.5=	(0.0)×0.4+6.5=	9.4点	13.0点	72%			
		2.9点					6.5点	6.5点	6.1点	8.1点		75%		2.9点				6.5点	6.5点	6.1点	8.1点	75%
	II. 工程管理	(0.0)×0.4+2.9=	(0.0)×0.2+3.2=				6.2点	8.8点	70%		II. 工程管理	(0.0)×0.4+2.9=	(0.0)×0.2+3.2=				6.2点	8.8点	70%			
	2.9点	3.2点				2.9点	3.3点	2.9点	3.7点	78%		2.9点	3.2点				2.9点	3.3点	2.9点	3.7点	78%	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	(0.0)×0.4+2.8=		()×0.4+6.5=	()×0.4+6.5=	(0.0)×0.4+6.5=	9.3点	14.9点	62%		I. 出来形	(0.0)×0.4+2.8=		()×0.4+6.5=	()×0.4+6.5=	(0.0)×0.4+6.5=	9.3点	14.9点	62%			
		2.8点					6.5点	6.5点	9.4点	17.4点		54%		2.8点				6.5点	6.5点	9.4点	17.4点	54%
	II. 品質	(0.0)×0.4+2.9=		()×0.4+6.5=	()×0.4+6.5=	(0.0)×0.4+6.5=	6.5点	6.5点	6.5点	8.5点	76%		(0.0)×0.4+2.9=		()×0.4+6.5=	()×0.4+6.5=	(0.0)×0.4+6.5=	6.5点	6.5点	6.5点	8.5点	76%
2.9点						6.5点	6.5点	3.3点	7.3点	45%		2.9点					6.5点	6.5点	3.3点	7.3点	45%	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		(0.0)×0.2+3.3=				3.3点	7.3点	45%		I. 施工条件等への対応		(0.0)×0.2+3.3=				3.3点	7.3点	45%			
5. 創意工夫等	I. 創意工夫等	(0.0)×0.4+2.9=					2.9点	5.7点	51%		I. 創意工夫等	(0.0)×0.4+2.9=					2.9点	5.7点	51%			
2.9点							3.2点	5.2点	62%		2.9点						3.2点	5.2点	62%			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		(0.0)×0.2+3.2=				3.2点	5.2点	62%		I. 地域への貢献等		(0.0)×0.2+3.2=				3.2点	5.2点	62%			
7. 法令遵守等			(0.0)×1.0=				0点					(0.0)×1.0=					0点					
							評定点合計	65.0点	100.0点									評定点合計	65.0点	100.0点		
8. 総合評価	技術提案	技術提案履行確認	履行	不履行	対象外						8. 総合評価	技術提案	技術提案履行確認	履行	不履行	対象外						
※ 出来形・中間検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評価点 (出来形・中間が2回以上の場合③を平均とする) 出来形・中間検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評価点										※ 完済部分・中間技術検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評価点 (完済部分・中間技術が2回以上の場合③を平均とする) 完済部分・中間技術検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評価点												
※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認出来ない場合は、「不履行」を選択する。										※ 得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認出来ない場合は、「不履行」を選択する。												

新旧対照表

旧（現行）		新（改定案）	
別紙-1①	<h3 style="text-align: center;">考査項目別運用表</h3> <p style="text-align: right;">(主任監督員)</p>	別紙-1②	<h3 style="text-align: center;">考査項目別運用表</h3> <p style="text-align: right;">(主任監督員)</p>
考査項目	種別	工 夫 事 項	工 夫 事 項
5.	1- 鉄筋工事等	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工に供する器具、工具、設備等に関する工又は設備材料後の取換取替等に関する工。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの内装材の取替に関する工。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋脚改良、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工。 <input type="checkbox"/> 建設現場に設置する機械及びそのための施工用品に関する工。 <input type="checkbox"/> 鉄筋工事における加工手直し等又は電気工事における配線や配管等に関する工。 <input type="checkbox"/> 鉄骨工事における配管や配線等の取替に関する工。 <input type="checkbox"/> 鉄骨、鉄骨柱、鉄骨梁等の部分的な施工に関する工。 <input type="checkbox"/> 建築現場、管工現場等に関する工。 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、補修工、山留め等の取替工に関する工。 <input type="checkbox"/> 地上の補修等、他の施工済み等の管理に関する工。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、変更の管理に関する工。 <input type="checkbox"/> 出資者又は品質の制御、維持、管理に関する工。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工。 <input type="checkbox"/> ICT（情報通信技術）を活用した建築比準工を取り入れた工事。 (※本運用表は工費の削減とする。) <input type="checkbox"/> 機械化施工や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 確かな技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の高圧側に関する工。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工。 <input type="checkbox"/> 鉄筋、鉄骨、コンクリート、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工。 <input type="checkbox"/> 配管、配線作業等に関する工。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電気系統の安全確保が求められる物づくりに関する工。 (※本運用表は工費の削減とする。) <input type="checkbox"/> 安全を確保するための設備等に関する工。(落下物、壁面・転落、柱まれ、管折、立入禁止線、手すり、足場等) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工。 <input type="checkbox"/> 安全確保、安全管理の改善及び設備等に関する工。 <input type="checkbox"/> 有資格者及び技能者の確保及び技能向上並びに作業中の危険等に関する工。 <input type="checkbox"/> 一般労働者の労働環境改善等による一般労働者の安全確保に関する工。 <input type="checkbox"/> 新しい作業環境の改善に関する工。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工。 	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工に供する器具、工具、設備等に関する工又は設備材料後の取換取替等に関する工。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの内装材の取替に関する工。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋脚改良、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工。 <input type="checkbox"/> 建設現場に設置する機械及びそのための施工用品に関する工。 <input type="checkbox"/> 鉄筋工事における加工手直し等又は電気工事における配線や配管等に関する工。 <input type="checkbox"/> 鉄骨工事における配管や配線等の取替に関する工。 <input type="checkbox"/> 鉄骨、鉄骨柱、鉄骨梁等の部分的な施工に関する工。 <input type="checkbox"/> 建築現場、管工現場等に関する工。 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、補修工、山留め等の取替工に関する工。 <input type="checkbox"/> 地上の補修等、他の施工済み等の管理に関する工。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、変更の管理に関する工。 <input type="checkbox"/> 出資者又は品質の制御、維持、管理に関する工。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工。 <input type="checkbox"/> ICT（情報通信技術）を活用した建築比準工を取り入れた工事。 (※本運用表は工費の削減とする。) <input type="checkbox"/> 機械化施工や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 確かな技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の高圧側に関する工。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工。 <input type="checkbox"/> 鉄筋、鉄骨、コンクリート、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工。 <input type="checkbox"/> 配管、配線作業等に関する工。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電気系統の安全確保が求められる物づくりに関する工。 (※本運用表は工費の削減とする。) <input type="checkbox"/> 安全を確保するための設備等に関する工。(落下物、壁面・転落、柱まれ、管折、立入禁止線、手すり、足場等) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工。 <input type="checkbox"/> 安全確保、安全管理の改善及び設備等に関する工。 <input type="checkbox"/> 有資格者及び技能者の確保及び技能向上並びに作業中の危険等に関する工。 <input type="checkbox"/> 一般労働者の労働環境改善等による一般労働者の安全確保に関する工。 <input type="checkbox"/> 新しい作業環境の改善に関する工。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工。
別紙評価 (レポートを付した評価内容 を詳細説明)	評 点： 点	【別紙評価】 工事の内容及び具体的な内容を記載	【別紙評価】 工事の内容及び具体的な内容を記載
<p>※1. 他に評価すべき別紙工事事項も追加評価する。</p> <p>※2. 評価は各項目において5つ以内が好ましい。2.5以上で評価し、最大5点の取組評価とする。</p> <p>※3. 別紙評価は工事の進捗に応じて随時、1項目1点を更新する。評価は1日1回以上の点数を与えてもよい。</p> <p>※4. 上記の作業項目の他に評価に値する内容がなければ、その他に具体的な内容を記載して加減する。なお、総監督員が評価する「工事特性」は2点評価は行わない。</p>		<p>※1. 他に評価すべき別紙工事事項も追加評価する。</p> <p>※2. 評価は各項目において5つ以内が好ましい。2.5以上で評価し、最大5点の取組評価とする。</p> <p>※3. 別紙評価は工事の進捗に応じて随時、1項目1点を更新する。評価は1日1回以上の点数を与えてもよい。</p> <p>※4. 上記の作業項目の他に評価に値する内容がなければ、その他に具体的な内容を記載して加減する。なお、総監督員が評価する「工事特性」は2点評価は行わない。</p>	

新旧対照表

旧（現行）							新（改定案）						
別紙-2①		検査項目別運用表 <small>（国 務 監 督 員）</small>					別紙-2②		検査項目別運用表 <small>（国 務 監 督 員）</small>				
検査項目	課 別	a	b	c	d	e	課 別	a	b	c	d	e	
2. 施工計画	新：工程管理	満たしている	今令満たしている	他の評価に該当しない	今令満たしている	満たしている	2. 施工計画	満たしている	今令満たしている	他の評価に該当しない	今令満たしている	満たしている	
		<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工種調整に留意し、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 悪天及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工務管理を適切に行なったことにより、待合や休工の回数等を抑制し、関係住民に公共工事に対する好印象を与えた。 <input type="checkbox"/> 工務管理に際し積極的な取り組みが認められた。 <input type="checkbox"/> 災害復旧工事などに特に工務的な取組が認められ、表彰をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工費が仮設計に存在している場合において、工務管理を的確に行い、表彰をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">理由： </div> 						<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工種調整に留意し、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 地況及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工務管理を適切に行なったことにより、待合や休工の回数等を抑制し、関係住民に公共工事に対する好印象を与えた。 <input type="checkbox"/> 工務管理に際し積極的な取り組みが認められた。 <input type="checkbox"/> <u>関係機関との調整に特に留意し、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</u> <input type="checkbox"/> 災害復旧工事などに特に工務的な取組が認められ、表彰をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工費が仮設計に存在している場合において、工務管理を的確に行い、表彰をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">理由： </div> 					
		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 						<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 					
課 安全対策		満たしている	今令満たしている	他の評価に該当しない	今令満たしている	満たしている	課 安全対策	満たしている	今令満たしている	他の評価に該当しない	今令満たしている	満たしている	
		<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 事故や災害の発生及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の機関と協働する取り組みが認められた。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や新工法に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する取り組みが顕著に評価された。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">理由： </div> 						<ul style="list-style-type: none"> ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 事故や災害の発生及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の機関と協働する取り組みが認められた。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や新工法に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する取り組みが顕著に評価された。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">理由： </div> 					
		<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 						<ul style="list-style-type: none"> ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 					

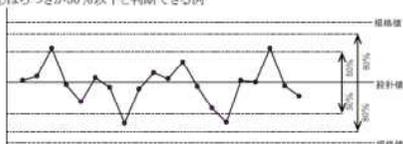
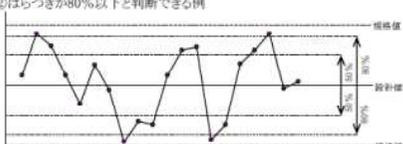
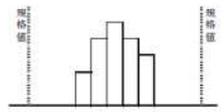
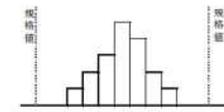
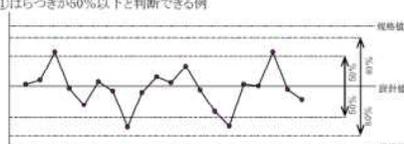
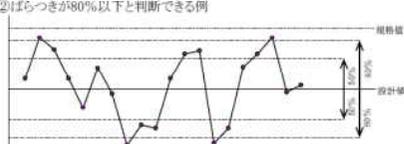
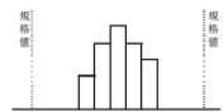
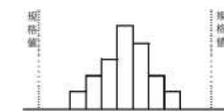
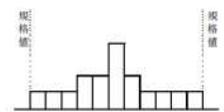
新旧対照表

旧（現行）						新（改定案）																												
別紙-3①	<p style="text-align: center;">(検査項目)</p> <p style="text-align: center;">検査項目別運用表</p>					別紙-3②	<p style="text-align: center;">(検査項目)</p> <p style="text-align: center;">検査項目別運用表</p>																											
2. 施工状況	1. 施工管理		a 満たしている	b 今や満たしている	c 他の評価に該当しない		2. 施工状況	1. 施工管理		a 満たしている	b 今や満たしている	c 他の評価に該当しない		2. 施工状況	1. 施工管理		a 満たしている	b 今や満たしている	c 他の評価に該当しない		2. 施工状況	1. 施工管理		a 満たしている	b 今や満たしている	c 他の評価に該当しない		2. 施工状況	1. 施工管理		a 満たしている	b 今や満たしている	c 他の評価に該当しない	
		<p>●評価対象項目</p> <p>□ 契約書第18条第1項第1号に基づき設計図書が制定されていることが確認できる。</p> <p>□ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものであることが確認できる。</p> <p>□ 工事開始を遂げて、施工計画書の記載内容と現場施工状況が一致していることが確認できる。</p> <p>□ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p>□ 工事材料の品質に影響が及ぶよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p>□ 立許確認の手続きを事前に済ませていることが確認できる。</p> <p>□ 建設現場内の安全対策の取組を徹底していることが確認できる。</p> <p>□ 施工体制及び施工体法を法令等に基づいた内容で整備していることが確認できる。</p> <p>□ 下請に対する引き取り（完成）検査を徹底して実施していることが確認できる。</p> <p>□ 品質証明体制が確立され、品質証明書による関係書類、出来物、品質等の確認を工事記録にわたって行っていることが確認できる。</p> <p>□ 工事の管理基準を少なくとも満足し満足していることが確認できる。</p> <p>□ その他 []</p>																																
		<p>●評価基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・・b</p> <p>評価値が70%未満・・・・・・・・・・・c</p>																																
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は除外する。</p> <p>② 評価項目のある場合は評価項目の評価項目数を数え、その割合を%計算して算出の上、その%計算の結果で判断する。</p> <p>③ 評価値（%）= 該当項目数（件）/ 評価対象項目数（件）</p> <p>④ なお、評価後の評価対象項目数が2項目以下の場合には、aと判断する。</p>																																

新旧対照表

旧（現行）					新（改定案）										
別紙-3②	別紙-3②	(機 査 表)			(機 査 表)			(機 査 表)							
2. 出発前及び出発後					2. 出発前及び出発後					2. 出発前及び出発後					
考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	c'	d	d'	e	e'	f	f'	g	g'
1. 出発前	電気設備工事 通信設備工事 電気設備工事 地上設備工事 その他	●評価対象項目 □ 前記に該当する出発前管理項目が 当該項目に該当する 。出発前管理項目及び出発前管理項目が 当該項目に該当する 。確認できる。 □ 確認項目の発生（対策）結果が、その程度管理計画などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理計画の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出発前が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出発前管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備上の不具合、部材、寸法の取崩れが許容範囲内であることが確認できる。 □ 作業中の安全、衛生対策が、設計図書又は承認計画のとおり実施していることが確認できる。 □ 配管及び配線の経路図又は承認計画を参照していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名称、ケーブルなどに分かり易く整頓に取り付いている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗率について、設計図書に仕様を満足していることが確認できる。 □ その他 理由： []	●評価対象項目 □ 前記に該当する出発前管理項目が 当該項目に該当する 。出発前管理項目及び出発前管理項目が 当該項目に該当する 。確認できる。 □ 確認項目の発生（対策）結果が、その程度管理計画などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理計画の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出発前が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出発前管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備上の不具合、部材、寸法の取崩れが許容範囲内であることが確認できる。 □ 作業中の安全、衛生対策が、設計図書又は承認計画のとおり実施していることが確認できる。 □ 配管及び配線の経路図又は承認計画を参照していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名称、ケーブルなどに分かり易く整頓に取り付いている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗率について、設計図書に仕様を満足していることが確認できる。 □ その他 理由： []	□ 出発前の測定方法又は測定器具の不備であったため、検査職員が作業を指示を行い改善された。											
3. 評価基準					3. 評価基準					3. 評価基準					
評価率が70%以上・・・・・・・・・・					評価率が70%以上・・・・・・・・・・					評価率が70%以上・・・・・・・・・・					
評価率が60%以上70%未満・・・・・・・・・・					評価率が60%以上70%未満・・・・・・・・・・					評価率が60%以上70%未満・・・・・・・・・・					
評価率が50%以上60%未満・・・・・・・・・・					評価率が50%以上60%未満・・・・・・・・・・					評価率が50%以上60%未満・・・・・・・・・・					
評価率が40%以上50%未満・・・・・・・・・・					評価率が40%以上50%未満・・・・・・・・・・					評価率が40%以上50%未満・・・・・・・・・・					
評価率が30%以上40%未満・・・・・・・・・・					評価率が30%以上40%未満・・・・・・・・・・					評価率が30%以上40%未満・・・・・・・・・・					
評価率が20%以上30%未満・・・・・・・・・・					評価率が20%以上30%未満・・・・・・・・・・					評価率が20%以上30%未満・・・・・・・・・・					
評価率が10%以上20%未満・・・・・・・・・・					評価率が10%以上20%未満・・・・・・・・・・					評価率が10%以上20%未満・・・・・・・・・・					
評価率が10%未満・・・・・・・・・・					評価率が10%未満・・・・・・・・・・					評価率が10%未満・・・・・・・・・・					
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は除外する。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は除外する。					① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は除外する。					
② 評価項目のある場合は評価項目を数値として計算した比率の計算で評価する。					② 評価項目のある場合は評価項目を数値として計算した比率の計算で評価する。					② 評価項目のある場合は評価項目を数値として計算した比率の計算で評価する。					
③ 評価率（%）＝（評価項目数）÷（評価対象項目数）×100					③ 評価率（%）＝（評価項目数）÷（評価対象項目数）×100					③ 評価率（%）＝（評価項目数）÷（評価対象項目数）×100					
④ なお、当該項目の評価対象項目数が当該項目以下の場合は100と計算する。					④ なお、当該項目の評価対象項目数が当該項目以下の場合は100と計算する。					④ なお、当該項目の評価対象項目数が当該項目以下の場合は100と計算する。					

新旧対照表

旧（現行）	新（改定案）
<p>別紙-4</p> <p>出来形及び品質のばらつき考え方</p> <p>〔管理図の場合〕 （上・下限値がある場合）</p> <p>①ばらつきが50%以下と判断できる例</p>  <p>②ばらつきが80%以下と判断できる例</p>  <p>〔度数表またはヒストグラムの場合〕</p> <p>ばらつきが小さい</p>  <p>ばらついている</p>  <p>ばらつきが大きい</p> 	<p>別紙-4</p> <p>出来形及び品質のばらつき考え方</p> <p>〔管理図の場合〕 （上・下限値がある場合）</p> <p>①ばらつきが50%以下と判断できる例</p>  <p>②ばらつきが80%以下と判断できる例</p>  <p>③北沢工活用工事の例 出来形合否判定検査表の分布図や計測点の数値によりばらつきを判断 ばらつきが50%以下と判断できる例</p>  <p>〔度数表またはヒストグラムの場合〕</p> <p>ばらつきが小さい</p>  <p>ばらついている</p>  <p>ばらつきが大きい</p> 

新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 定 案）
<p>別紙－５</p> <p style="text-align: center;">考 査 基 準 特 記 事 項</p> <p>1 別紙－２④ ７．法令遵守等④総合評価技術提案履行確認において、受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は、竣工時の工事成績評定における評価点計を１０点減点する。</p> <p>2 会計実地検査において、受注者の責に帰する指摘があった場合は該当する工事の成績評定を、その事実を確認した時点で減点修正することとする。その際の減点は、粗雑工事の入札参加停止期間に応じて、別紙－２④ ７．法令遵守等によっておこなうものとする。</p> <p>3 工事竣工後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認され、契約書第４４条に則り修補を行うに至った場合は、成績評定について、その事実を確認した時点で減点修正することとする。その際の減点は、粗雑工事の入札参加停止期間に応じて、別紙－２④ ７．法令遵守等によっておこなうものとする。</p>	<p>別紙－５</p> <p style="text-align: center;">考 査 基 準 特 記 事 項</p> <p>1 別紙－２④ ７．法令遵守等④総合評価技術提案履行確認において、受注者の責により入札時の技術提案の内容が履行されない場合は、完成時の工事成績評定における評価点計を１０点減点する。</p> <p>2 会計実地検査において、受注者の責に帰する指摘があった場合は該当する工事の成績評定を、その事実を確認した時点で減点修正することとする。その際の減点は、粗雑工事の入札参加停止期間に応じて、別紙－２④ ７．法令遵守等によっておこなうものとする。</p> <p>3 工事完成後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合が確認され、契約書第４４条に則り修補を行うに至った場合は、成績評定について、その事実を確認した時点で減点修正することとする。その際の減点は、粗雑工事の入札参加停止期間に応じて、別紙－２④ ７．法令遵守等によっておこなうものとする。</p>

